

福岡県ものづくり中小企業新製品開発支援補助金

Q&A（平成28年度版）

【応募対象者について】

	Q	A
1	補助金に応募したいので、福岡県から経営革新計画の認定を受けたいのですが、どうすればよいですか。	<p>商工会・商工会議所に入会されている場合は、商工会・商工会議所にご相談ください。また、中小企業振興事務所においても相談を受け付けています。詳しくは下記にお問い合わせください。</p> <p>福岡中小企業振興事務所 福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター1階 092-622-1040</p> <p>久留米中小企業振興事務所 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階 0942-33-7228</p> <p>北九州中小企業振興事務所 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館5階 093-541-5566</p> <p>飯塚中小企業振興事務所 飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル4階 0948-22-3561</p> <p>※ 経営革新計画は、「新商品の開発又は生産」の類型で承認を受ける必要があります。</p>

【結果の公表について】

	Q	A
2	審査結果は公表されますか。	<p>審査の結果、採択の内定を受け、正式に交付決定を受けた場合に、その事業を実施する「企業名、所在地、開発テーマ名」は公表させていただきます。</p> <p>なお、承認を受けた経営革新計画名を非公開にされている場合も同様です。以上をあらかじめご了承のうえ、応募してください。</p>

【補助対象経費について】

	Q	A
3	補助金の交付決定日前に支払った経費は対象となりますか。	<p>対象になりません。</p> <p>補助事業は、交付決定日以降に開始されるものですので、補助金の交付決定日以降に発注し、支払った経費が対象となります。</p> <p>交付決定日前に見積等を徴収することは構いませんが、発注等の購入手続きは交付決定日以降としてください。</p>
4	事業終了日までに納入や検収等の一連の経理処理は終了していますが、支払いのみ翌月になる経費の計上は認められますか。	<p>原則として、事業終了日までに支払いが終わっている経費が対象ですが、通例として翌月払いとなっている場合で、支払い額が確定し、かつ、実績報告書の提出日までに支払いが完了しているものについては認めます。</p>
5	補助事業で開発した試作品を販売することはできますか。	<p>開発中の試作品の評価を目的とした販売を認めますが、販売価格の内訳を明らかにするとともに、評価結果を報告していただく必要があります。</p> <p>※試作品とは、補助対象経費を使って製造したものです。</p>
6	「外注費」で、大学や公設試験研究機関への共同研究費、受託研究費を計上することはできますか。	<p>計上できます。</p> <p>ただし、新製品開発の根幹となる部分は自社で取り組んでいただく必要があります。外部委託できません。</p> <p>計上する場合は、交付申請時にあらかじめ記載していただくとともに、その内容や経費の用途を明らした補足資料が必要になります。</p>

7	「直接人件費」の計上はどのように行えばよいですか。	<p>直接人件費の計上を行う場合、応募時は見込み額で構いませんが、事業が採択され交付申請を行う際は、対象従事者ごとに「氏名、人件費単価」を明らかにして経費積算を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、直接人件費の計上は補助対象経費総額の50%以内という制限があるほか、確認書類の整備など、計上に条件がありますので、詳しくは公募要領の【別添2】「直接人件費の計上について」をご確認ください。</p>
8	経費区分の「その他の経費」の説明に、「知事が特に必要と認める経費」とありますが、具体的にはどのような経費ですか。	<p>「その他の経費」として想定しているのは、展示会出展費用、特許取得関連費用です。</p> <p>これらについて計上を考えている場合は、交付申請時にあらかじめ記載するとともに、その内容を明らかにしておく必要があります。</p> <p>その他計上したい経費がある場合は、その可否について応募申請前にご相談ください。</p> <p>なお、「その他の経費」が補助対象経費の総額の20%を超えることのないようにしてください。</p>
9	展示会出展費用を計上したいと思いますが、どのような経費が対象になりますか。	<p>開発中の試作品の評価の目的で出展する展示会を対象とします。</p> <p>なお、交付決定日前に申し込み等を済ませていた展示会は対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>対象経費は、展示会出展のために発生した経費(出展料、小間装飾代等)で、事業終了日までに支払いを完了したものに限り、参加旅費等、既定の区分で整理できるものはそちらに計上してください。</p> <p>展示会の出展結果については報告していただく必要があります。</p>
10	特許取得関連費用を計上したいと思いますが、どのような経費が対象になりますか。	<p>新製品の技術に関わる知的財産で、特許、実用新案、意匠、商標の出願に際して必要となる印紙代や弁理士への手数料が対象経費となります。</p> <p>交付決定日前に出願済みの知的財産に係る審査請求、維持年金等は対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>なお、県等第三者と共同で出願する場合は、別途共同出願契約書等の資料を提出していただき、対象経費を確認いたします。</p>
11	「消費税及び地方消費税」が補助対象経費となっていないのはなぜですか。	<p>消費税及び地方消費税を補助対象経費とした場合、事業完了後に、補助金に係る消費税分の返還を行っていただくことになるため、あらかじめ補助対象経費としないものです。</p> <p>積算、決算資料等の整理、作成の際は、「補助事業に要する経費」に税込の金額を含めてください。</p>

【補助事業に係る経理処理について】

	Q	A
12	補助対象経費の支払いを、ほかの業務のものと合わせて行ってもよいですか。	<p>原則として、ほかの業務との混合支払いはせず、補助事業のみの支払いとしてください。</p> <p>やむを得ずほかの業務と混合して支払う必要がある場合は、補助対象経費の部分を明確にしてください。</p>
13	現金での支払いは可能ですか。	<p>銀行振込以外の支払いを行ったもの(例えば、現金、手形、小切手等)は、補助対象経費として原則認められません。</p> <p>ただし、公設試験研究機関での依頼試験費等、振込支払が困難な場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合は、領収書等支払い内容と金額が明らかな支出証拠書類が必要です。(宛名がない、内容が「品代」等不明瞭、支払先の記名、押印がないものは認められません。)</p>
14	補助金の前払い(概算払)は可能ですか。	<p>事業終了後の精算払が原則です。</p> <p>ただし、事業期間中に提出する遂行状況報告書に基づく中間検査を受けた後、遂行状況報告書提出時点で支払済の経費に限って、概算払請求を行うことができます。</p> <p>従って、補助金が支払われるまで、自社で資金手当てが必要となりますので、ご注意ください。</p>

【補助事業に係る手続きについて】

	Q	A
15	交付申請時に、応募時の計画を変更してもよいですか。	<p>開発内容の変更は認められません。</p> <p>補助事業に要する経費の内訳については、妥当な理由があれば、応募時の金額や費目等の変更を行うことは認めます。</p> <p>なお、応募時に直接人件費の計上を行っている場合は、交付申請時に対象従事者ごとに「氏名、人件費単価」を明らかにして経費積算を行ってください。</p> <p>交付決定後の内容及び経費の著しい変更は、事前に変更承認申請を行い、承認を得ることが必要です。</p>
16	補助事業終了後に必要な手続き等がありますか。	<p>補助事業者の事業終了後の義務には以下のようなものがあります。詳しくは交付要綱をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳簿、支出証拠書類等の整備及び実施翌年度から5年間の保管 ・ 事業化状況報告：実施翌年度から5年間の報告 ・ 取得財産（機械等）の管理及び耐用年数を経過する前に処分しようとする場合際の承認申請 ・ 産業財産権等届出：補助事業に基づく産業財産権の出願、取得、譲渡、実施権を設定した場合の報告（実施翌年度から5年の間に該当する場合）
17	「収益納付していただく場合があります」とありますが、収益納付とはなんですか？	<p>実施翌年度から5年間提出していただく事業化状況報告書の内容により、収益が上がったと認められる場合は収益の一部を納付していただく場合があります。ただし、補助金額を上限とします。</p>

【その他】

	Q	A
18	補助金の交付を受けた場合、翌年度も引き続き応募できますか。	<p>同一の経営革新計画について、継続して応募することはできません。別の内容で新たに経営革新計画の承認を受けた場合は応募可能です。</p>
19	応募の対象外となる、「単なる素材の用途展開又は組み合わせによる新製品開発や、既存品の形状・構造・用途等を変更するだけとみなされる新製品開発」とは、例えばどのようなものですか。	<p>技術的な開発、改良が加わったとは認められないもの、例えば、次のようなものは本補助金の対象として想定していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材や既製品にほとんど手を加えず、用途展開のみの取り組み ・ 素材や既製品を単に組み合わせただけの商品 ・ 既製品の軽微な変更で製品の種類を増やす取り組み ・ 飲食物のメニュー開発や調理・提供方法の開発 <p>既に製品が完成し、大量生産や販路拡大の段階にあるものも対象外となります。</p>